

職員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 2 内容

(1) 子育てを行う職員の職業生活と家庭環境等の両立を支援するための雇用環境の整備

①育児休業取得、育児短時間勤務希望受理の現状維持

目標 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境が家庭で作られるよう育児休業取得希望対象職員の休暇取得率、短時間勤務希望受理の現状維持を保つ

対策 平成27年4月から  
現状の職場環境と職場理解の維持

②育児休業中の職員へ福利厚生事業等の周知を継続

目標 休業中の子育て環境を継続、発展させる

対策 平成27年4月から  
情報周知の継続を図る

③円滑な職場復帰

目標 専門資格や休業前のスキルが活かされる育児休業後の現職復帰

対策 平成27年4月から  
休業取得者やその上司等の面談を実施し、職場の状況や休業者の働き方の希望を確認することを継続する

(2) 働き方の見直しに資する労働条件の整備

①ノー残業デーの実施

目標 早く家に帰る風土の構築として所定外労働時間を削減するため、各部署で設定したノー残業デー実施への周知を継続的に行う

対策 平成27年4月から  
ノー残業デーの定着に向けて、現在の実施状況を確認し、実施状況に問題がある場合は見直す  
また、各部署会議等で、再度周知・啓発を行い「ノー残業デー」の徹底実施を図る

②年次有給休暇の計画的な取得

目標 年次有給休暇の取得促進

対策 平成27年4月から

各部署で計画的な年次有給休暇取得に取り組むとともに、学校行事や家族の記念日など子どもや家族と過ごす時間のための年次休暇の取得を促進する

(3) 雇用環境の整備以外の取り組み

(その他次世代育成支援対策に関する事項)

目標 インターンシップ等、職場体験を積極的に受け入れ、機会を提供することにより、福祉の仕事への関心を高める

対策 平成27年4月から

インターンシップ受け入れ事業所として関係機関に引き続き登録し、可能な限り受け入れる